

千葉市動物の譲渡実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市動物の愛護及び管理に関する条例（平成3年千葉市条例第55号。以下「条例」という。）第11条及び千葉市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成4年千葉市規則第64号）第7条の規定により実施する動物の譲渡について必要な事項を定めるものとする。

(譲渡希望者)

第2条 条例第11条の規定による動物の譲渡を希望する者（以下「譲渡希望者」という。）は、次の要件を満たすものとする。

ただし、要件に合致しない場合でも、飼養条件等を審査し、適正に飼育することができると動物保護指導センター所長（以下「所長」という。）が認めた場合にあっては、この限りでない。

- (1) 愛玩等（営業、学術研究又は実験を除く）の目的で終生飼養できること。
- (2) 市内に住所を有する20歳から60歳までの成人であること。
- (3) 動物を適正に飼養するための十分な費用を負担できること。
- (4) センターが譲渡した動物（以下「譲渡動物」という。）の飼養について同居する家族全員の同意を得られること。
- (5) 集合住宅、賃貸住宅等に居住する者にあっては、当該住居において希望する動物の飼養が認められていること。
- (6) 独居ではないこと。
- (7) 動物を多頭飼育していないこと。
- (8) 既に飼養している動物を適正に飼養していること。
- (9) 譲渡時の誓約事項の内容を理解し、遵守できること。
- (10) 譲渡動物を適正に飼養管理するための必要な知識の教示を受け、これを履行できること
- (11) 前各項を確認するため、必要とされる書類提出が出来ること。
- (12) 前各項のほか、動物の適正な飼養に関し所長が必要と認める要件

2 譲渡希望者は、条例第6条の規定のほか、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

(譲渡対象動物)

第3条 譲渡の対象となる動物（以下「譲渡対象動物」という。）は、条例第12条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）又は同条第7項の規定により処分できる動物であって、所長が、次に掲げる要件に適合していると判断したものとする。

ただし、要件に適合しない動物でも、譲渡希望者の飼養条件等を審査し、適正に飼養出来ると所長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 離乳等を終えて、食餌、排泄等を自力で行なえるようになったもの。

- (2) 飼養環境の変化及び輸送に対して耐性があると認められたもの。
 - (3) 健康状態に異常が認められないもの。
 - (4) 譲渡希望者、飼養環境等に順応できると認められたもの。
 - (5) その他、通常の飼養に関して適応が困難ではないと認められたもの。
 - (6) 人や他の動物への攻撃性が認められないもの。
- 2 譲渡対象動物は、譲渡対象動物台帳を作成し、管理すること。

(譲渡希望者の募集)

第4条 動物保護指導センターは、市ホームページ、パンフレット等により譲渡希望者を募集するものとする。

(譲渡の申込方法)

第5条 譲渡希望者は、譲渡申込書(様式第1号)により、所長に譲渡を申し込むものとする。

- 2 所長は、前項の規定による申込みがあったときは、申込みの内容等を審査し、相当と認められた場合は、譲渡希望者として登録し、申込順に譲渡申込書に番号を付し、台帳として管理すること。
- 3 所長は、前項の申込みの内容等の審査のために譲渡希望者から必要な書面を徴すること及び飼養状況等の調査を実施することができる。
- 4 第1項に定める申込みの有効期間は、申込みの日から6か月間とする。

(譲渡方法)

第6条 所長は、紹介する譲渡対象動物が確保できた時は、前条第2項で付した番号順に連絡するものとする。

また、譲渡会を開催する場合は、譲渡希望者に案内する。

- 2 所長は、譲渡に際して、譲渡対象動物の情報及び適正な飼養その他必要事項について、説明するものとする。
- 3 譲渡を受ける者は、所長に譲渡状況確認及び誓約書(様式第2号)を提出しなければならない。
- 4 所長は、譲渡を行った場合、譲渡対象動物台帳に譲渡年月日、譲渡を受けた者を記録する。
- 5 所長は、譲渡動物が適切な環境で飼養されるために必要と認められる場合、期間を定め、その期間内に飼養者から申し出があった場合に限り、速やかに動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に基づく所有者からの引取りに応じる。

(譲渡後の調査報告)

第7条 所長は、必要に応じて譲渡後の飼養管理状況等の調査を行い、譲渡動物の飼養者から報告を求めることができる。

(動物の返還)

第8条 所長は、譲渡動物の飼養者が譲渡時の誓約事項を遵守することができないと認める場合は、動物の返還を求めることができる。

(事業協力)

第9条 所長は、条例の趣旨を理解し、動物の適正な譲渡のための協力を申し出た団体及び個人を登録し、事業協力を得ることができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。